

青島安全ハンドブック 2017年版

はじめに

青島市に居住する在留邦人の皆様及び旅行や出張等で当地を訪れる短期滞在者の皆様が、当地で安全な生活を送っていただけるよう、今般「青島安全ハンドブック」を改訂しました。

本ハンドブックの構成は、大きく分けて、犯罪に巻き込まれないための注意事項等を記した「第1部 防犯対策」、緊急事態発生時における対処方法を記した「第2部 緊急事態への対応について」、各種機関の連絡先を記した「第3部 緊急連絡先」となっています。皆様の安全対策の参考にしてください。

なお、詳細な安全対策情報及び緊急事態対応要領をとりまとめた「安全の手引き（2017年版）」を総領事館ホームページに、「緊急事態対処要領」を日本人会ホームページに掲載しております。本件ハンドブックと併せてご覧になってください。

【安全の手引き（2017年版）】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000454.html

【緊急事態対処要領】

http://www.qingdaojs.org/qd-nihonjinkai/news/20150915_02.html

在留届（変更届、帰国届）提出のお願い！

海外に3か月以上滞在する邦人は、管轄の大使館又は総領事館へ在留届を提出していただくことになっています。在留届は緊急事態が発生した場合に安否等の確認や、事件・事故に遭った場合に緊急連絡先（関係者）への連絡を行うための重要な資料となります。また、住所や電話番号等に変更が生じた場合には変更届を、日本へ帰国する場合には帰国届を、それぞれ忘れずに提出してください。

第1部 防犯対策

1 防犯のための注意事項

青島市においても、以下に記載したとおり、各種犯罪は日常的に発生しており、時には凶悪犯罪と呼ばれる類の事件も発生しています。このような状況の中、次のような点にご注意ください。

- (1) 深夜の外出や夜間薄暗く人通りの少ない場所での移動を避ける。
- (2) 必要以上に目立つ華美な服装や行為、発言等は避ける。
- (3) 外出の際は周囲の状況に注意し、異変を察知した場合はその場を立ち去る。

- (4) 見知らぬ相手からの安易な誘い・要求には応じない。
- (5) 不特定多数の人が集まる場所では、手荷物や貴重品の管理に細心の注意を払う。

2 青島市で発生した邦人関係の事案の例

- 連れ去り（未遂）
深夜1人で歩いていたところ、複数の男に車に連れ込まれそうになった。
- 暴行・傷害
 - ・ タクシー運転手と料金を巡りトラブルになり殴られた。
 - ・ 深夜カフェバーで中国人女性と飲食中、別席の中国人グループとトラブルとなり、暴行を受け軽傷を負った。
- スリ
 - ・ 空港で食事中、鞆を席の横に置いていたところ、鞆の外側ポケット在中の財布とパスポートをすられた。
 - ・ バスに乗ろうとした際、乗客で混雑していたバス入口付近で、ポケットに入れていた財布をすられた。
- 置き引き
飲食店で食事中、目を離した隙に、席の横に置いておいた鞆を盗まれた。
- ひったくり
深夜に帰宅途中、持っていた鞆を無理矢理奪い取られた。
- 不法滞在
無査証で入国したが滞在期限内に出国せず不法滞在となり罰金を支払った。
- 買春
ホテルで中国人女性を買春して拘留された。
- 税関法違反
無申告で持ち出せる金額（5000米ドル相当）を超える外貨を持ち出そうとして税関で摘発された。

3 青島市で発生した邦人以外の事案の例

（邦人がこのような事案の被害者となる可能性も有りますのでご注意ください。）

- 強盗殺人
深夜、女性が一人で帰宅中、男に暗がりに連れ込まれ、殺害され金品を強奪された。
- 昏睡強盗
女性グループがチャットで知り合った男性をカラオケに誘い出し、飲料に睡眠薬を混入して意識を失わせ、男性から金品を盗んだ。
- 傷害
交通上のトラブルで一方の当事者が相手を刃物で刺した。
- 恐喝
液晶画面が割れた携帯電話を持った犯人が被害者にぶつかり、携帯電話が壊れたと言いがかりをつけて現金を脅し取った。
- 強制わいせつ
 - ・ 深夜、女性が一人で歩いていたところ、男に暗がりに連れ込まれわいせつな行為

をされた。

・白タクに乗車した女性が、車内で高額金銭を要求されわいせつな行為をされた。

○ 侵入盗

アパート外壁の配水管などを登り、無施錠の窓から侵入する手口の侵入盗が発生した。

○ スリ

携帯電話にイヤホンを付け音楽を聴きながら歩いていたところ、ポケット内の携帯電話を窃取された。

○ 車上狙い

犯人は自動車のリモコンキーの電波を妨害する器械を使い、無施錠の車内から金品を盗んだ。

○ 賭博

ゲームセンターにおいて、賭博性のあるゲーム機を設置し、コインから現金への両替行為を行ったとして、遊戯者と管理者が検挙された。

○ 詐欺

・留学中の娘のQQを盗用され、娘になりすました犯人から多額の現金を詐取された。

・銀行なりすましのショートメールを受信し、偽サイトに誘導され、個人情報を入力したところ、預金を引き出された。

4 トラブルに巻き込まれないための注意事項

(1) パスポートの携帯義務

16歳以上の外国人はパスポート又は居留証を携帯することが法律（出入国管理法第38条）により義務づけられています。街頭で警察官に職務質問をされた際にパスポート等を提示できないと、派出所で事情聴取を受けることもあります。パスポート等の検査を拒否した場合、警告及び最高2,000円の罰金を科される可能性もあります。（同法第76条）

一方、パスポートを盗難・紛失された場合、その後の手続きに概ね2、3週間を要するため、日本への帰国や中国国内の移動に支障が生じますので、パスポートの管理には十分ご注意ください。

(2) 臨時宿泊登記

外国人は、その滞在地において、投宿から24時間以内に現地公安局に対して「臨時宿泊登記」をしなければなりません（出入国管理法第39条）。ホテルなどの宿泊施設でチェックインをすれば、この登記を代行してくれますので、宿泊者本人が手続をする必要はありませんが、駐在員が日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合などは、宿泊者本人又は宿泊先の主人が最寄りの派出所に出向いて「臨時宿泊登記」を行わなければなりません。届出がない場合、警告及び最高2,000円の罰金を科される可能性もあります。（同法第76条）

(3) 不法滞在

一般パスポートをお持ちの日本国民は、目的が観光、商用、親族訪問又はトランジットで中国での滞在日数が入国日を起算日として15日を超えない場合、入国ビザが免除されることになっています。滞在期間が15日を超える場合、或いは留学、就労（出張についても内容によっては就労或いはそれに類似するものとしてZビザ等が必要な場合があります。）、定住、取材目的等で中国に渡航する場合は、予め日本又は第三国にある中国大使館・総領事館においてビザを取得する必要があります。滞在期間を過ぎてからの期間延長（ビザ等の延長）は困難なばかりでなく、罰金（1日500元、上限10,000元）、悪質と判断された場合には、拘留、強制退去、再入国の制限対象になることがあります（出入国管理法第78条）。自身の滞在資格、滞在可能期間については、しっかり確認しておくことが必要です。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではありませんので注意が必要です。

（４）外貨・人民元の持ち込み・持ち出し制限

無申告で中国へ持ち込める外貨は5,000米ドル相当まで、人民元は20,000元までです。それ以上を超える外貨や人民元を持ち込む場合には税関での申告が必要です。また、無申告で中国から持ち出せる外貨も5,000米ドル相当まで、人民元なら20,000元までです。5,000米ドル相当を超えて10,000米ドル相当までの外貨の場合は、預金銀行での証明証の取得が必要です。さらに10,000米ドル相当以上の場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での証明証の取得が必要です。

（５）禁制品の持ち込み・持ち出し制限

入国時の持ち込み禁止品としては、武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム等、及び麻薬等の薬物があります。また、中国からの持ち出し禁止品は、これらの持ち込み禁止品のほかに、貴重文物（古美術・骨董類）、絶滅に瀕する貴重動植物（標本も含む）及びその種子・繁殖材料等があります。文物をご購入の際には、購入先、必要であれば文物局に海外への持出しが可能か慎重にご確認ください。

（６）立ち入り禁止区域

立ち入り禁止区域の典型的な例は「軍事禁区」と「軍事管理区」です。これらは「軍事施設保護法」によって管理されており、無断で立ち入ったり、写真・ビデオ撮影を行ったりすると違法行為となるおそれがあります。中国における「軍事施設」の概念は非常に広く、うっかり軍事施設に入ってしまう、或いは写真を撮っていたら軍事施設が写り込んでしまい、身柄を拘束されたりするケースもあります。人民解放軍が経営している病院など一見して軍事施設とわからないものもありますので、注意が必要です。

（７）麻薬等の薬物犯罪に注意

麻薬等の薬物犯罪に関しては、中国は刑罰が大変重いので、直接的にも間接的にも犯罪に荷担することのないよう気をつけてください。麻薬等の薬物犯罪に巻き込まれ

ないためには、薬物に関係しているような怪しい人物には関わらないように留意し、薬物使用等に関する誘いや、怪しい物品の保管や運搬の依頼は断固として断ることが肝要です。

(8) 買春に注意

中国では買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む）は違法（治安管理法第66条違反）であり、公安に検挙された場合、15日以内の拘留や5,000元以下の罰金が科される可能性があるほか、国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される場合もあります。また、中国語を理解できない出張者や旅行者のために間に入って買春を交渉した場合、買春斡旋罪が成立し、処分の対象となる場合もあります。このような違法行為は厳に慎むようにしてください。（会社関係者の方は、日本からの出張者に対しても十分に周知してください。）

(9) 賭博に注意

近年、中国国内で所謂「不法パチスロ店」で客を含む関係者が処罰される事例が発生しています。治安管理法第70条では、賭博行為に関し同条に違反した場合には、5日以下の拘留又は500元以下の罰金、情状が重い場合には10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上3,000元以下の罰金を併科する旨を規定しています。国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される可能性もあります。違法行為は厳に慎むようにしてください。

(10) 企業におけるトラブル

企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も当館に多く寄せられています。例えば、事業再編に伴う従業員に対する経済保障金の支払い等に係る労使間のトラブル、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルが発生し、従業員等により軟禁される事案も発生しています。こうしたトラブルは民事事件であるとして、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして客観的な証拠を提出する必要がある場合もあります。また、相手側へ安易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ、事態を複雑化させてしまうなど、得策と言えない場合が多いようです。いずれにしても、平素から地元政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には政府関係当局や弁護士ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

(11) 日中関係に留意

日中関係が敏感な時節（とりわけ8月から9月にかけて）は、平素に比べ日本や日中関係に対して関心が集まりやすい状況になります。同時期においては、情勢に注意しながら、念のため、「現地の習慣を尊重し、中国人と接する際には不用意な政治的言動や態度に注意する。」「昼夜を問わず不特定多数が集まる場所では、

日本人同士が集団で騒ぐ、日本語で大声で話すなどの目立ったり刺激的な行為は差し控える。」などにご留意いただき、不要なトラブルに巻き込まれないよう十分ご注意ください。

5 犯罪被害に遭った際の措置

何らかの犯罪被害に遭った場合は直ちに公安局（通報センターTel：110番）に届け出てください。被害届を提出するのは事案発生地の最寄りの派出所です。

各種犯罪被害の届け出等は、あまり時間が経過していると被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりを減らし、解決への道を狭めます。犯罪に遭ったら直ちに被害届を出しましょう。被害に遭い、対処に困った場合には、総領事館にご相談ください。

第2部 緊急事態対応

緊急事態とは不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件、事故、各種デモ（反日デモを含む）及び新型インフルエンザの発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

1 平素からの措置

(1) パスポート

パスポートはいつでも持ち出せる状態にしておいてください。また、常に残存有効期間があることを確認しておいてください（パスポートの残存有効期間が1年未満となった場合、総領事館にて更新の手続が可能です）。パスポートの最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型（blood type）何型と記入しておいてください。なお、当国におけるビザ、居留許可等の有効期限にもご注意ください。

(2) 現金、貴金属、預金通帳、クレジットカード等

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が当座生活するのに必要な現地通貨（人民元）、避難先で使用可能な外貨などを予め用意しておくことをおすすめします。（当国では無申告で国外に持ち出せる外貨は5,000米ドル相当、人民元は20,000元までです。）

(3) 備蓄・携行品の準備

自宅待機する場合、避難場所への移動を必要とする場合に備え、上記（1）（2）に加え次の備蓄・携行品を備えておいてください。

○ 非常用食料等

米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量。

○ 医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹼、衛生綿、包帯、絆創膏。

○ ラジオ

NHKラジオ国際放送（NHKワールド・ラジオ日本）等の短波放送が受信できる電池使用のもの（電池の予備も忘れないようにしてください）。

○ 衣類・着替え

長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないものが望ましい。

○ 履き物

行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの。

○ その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹼等）、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）。

（４）自動車等の整備

○ 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心がけてください。

○ 燃料は十分入れておくようにしてください。

○ 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備え置きください。

○ なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておくことも有効です。

2 緊急事態発生時の措置

（１）緊急事態発生時における総領事館の対応

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、総領事館は、邦人保護の万全を期するため、日本人会などと緊密な連携を保ちつつ、緊急事態の状況に応じた対応を行います。（緊急事態の態様・状況によっては、総領事館・日本人会の関係者が緊急事態連絡協議会を開催し、情報交換や対応方針の協議等を行います。）

具体的には、関連情報の収集と提供、在外邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援など多岐に亘りますが、これらの対応は、外務本省や近隣公館との連携の下で実施します。邦人の皆様におかれては、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないように注意してください。

（２）情報収集の必要性

邦人相互間の緊密な連絡、NHKなどのテレビ・ラジオの視聴、総領事館などへの問い合わせにより、正確な情勢の把握に努めましょう。

① 総領事館からの情報伝達手段

ア 領事メール

「領事メール」とは、「在留届」又は「たびレジ（※）」に登録された方の届けたメールアドレス宛に、「海外渡航情報の改訂・発出」「突発的な災害・事故・事件」「事故・事件の予防的おしらせ」などの情報を提供するものです。緊急事

態発生時においてメールによる情報伝達手段として利用されます。

イ 外務省の一斉通報・安否確認のための SMS（外務省 SMS）

「外務省 SMS」とは、「在留届」又は「たびレジ（※）」に登録された方の届け出た携帯電話番号宛に、緊急事態関連情報を提供するものです。緊急事態発生時において携帯電話回線（ショートメッセージ）による一斉通報・安否確認の手段として利用されます。

ウ 総領事館ホームページ

「総領事館ホームページ」（http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）では、領事館の業務内容、活動状況などを紹介しているほか、「生活・安全」のメニューで、「安全対策情報」「治安関連情報」についても随時情報を提供しております。緊急事態発生時には、関連情報を掲載して情報伝達します。

※ たびレジ（短期渡航者向け滞在登録システム）

「たびレジ」は、短期渡航者（海外旅行や海外出張される方）が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるサービスです。「たびレジ」は、海外に長期滞在されている方（「在留届」を提出されている方）が、第三国や他地域に渡航される際にもご利用いただけるサービスとなっています。

【「たびレジ」外務省海外旅行登録】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

② 青島日本人会からの情報伝達手段

ア 青島日本人会ホームページ

<http://www.qingdaojs.org/qd-nihonjinkai/>

イ 青島日本人会会員メールリスト登録者への一斉メール

上記ホームページから登録可能

③ 通信が途絶えた場合の情報伝達手段

ア 緊急連絡拠点における貼り出し

電話回線、インターネット回線等が使用できなくなった場合に、所定の場所に貼り紙をするなどして情報を伝達することがあります。

【緊急連絡拠点所在地】

- 在青島日本国総領事館（香港中路59号 青島国際金融中心45階）
- 青島日本人会（香港中路76号 クラウンプラザホテル写字楼13階1309室）
- 青島日本人学校（同安路56号）
- ちんたお文庫（彰化路1号 銀都花園7号楼1階）

イ NHK ワールド・ラジオ日本

電話回線、インターネット回線等が使用できなくなる場合には、NHK ラジオ国際放送「NHK ワールド・ラジオ日本」により必要な連絡を行うことがありますので、状況に応じて、短波による国際放送対応のラジオ（電池の準備もお忘れ無く）

を備えてください。短波による国際放送の受信方法等については、次のホームページをご参考にしてください。

【NHK ワールド・ラジオ日本】

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>

(3) 総領事館への通報等

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるときは、管轄派出所または公安当局に通報し、救護を求めるなど適切な措置をとるとともに、その状況を総領事館に連絡してください。

(4) 避難等の措置

緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしての方が安全であることもあります。

総領事館から、退避の勧奨があった場合には、帰国又は第三国・地域への出国を検討してください。

事態が逼迫し、総領事館より退避または避難のための集結を勧告された場合は、速やかに指定された集結場所に集結してください。

第3部 緊急連絡先

1 緊急連絡先一覧表

- (1) 在青島日本国総領事館 0532-8090-0001 (代表/24時間)
※ 当館の開館時間帯(平日の8時45分～17時30分)は当館に直接つながりますが、右時間外は電話代行サービスに転送されます。(電話代行サービスを通じて当館に連絡することは可能です。)
(青島市市南区香港中路59号 国際金融中心45階)
- (2) 青島市公安局出入境管理局 0532-6657-3250
(青島市市南区寧夏路272号甲)
- (3) 警察 110 (公安局通報センター)
- (4) 交通事故 122 (公安局交通管理部門)
- (5) 救急車(有料) 120
- (6) 消防 119

(7) 病院 (*の医療機関は日本語可)

- 青島市市立医院 (東院区) 国際診療部 * 0532-8693-7690
(青島市市南区東海中路 5号) 0532-8593-7678
- ベリアー国際医療センター * 0532-8111-7118
136-7886-1780
(青島市市南区彰化路 1 号銀都花園 49 号楼)
- 普慈健康クリニック * 0532-8588-6365
(青島市市南区彰化路 1 号銀都花園 10 号楼 1F)
- 維特爾国際医療中心 (ウェーターメディック) * 0532-8577-1199
(青島市香港中路 63号3棟109戸)
- 愛和クリニック * 0532-8576-8385
(青島市市南区華清園 12号楼 2 单元 201 室)
- 青島市市立医院 0532-8278-9159
(青島市市北区膠州路1号)
- 青島大学医学部附属医院 0532-96166
(青島市市北区江蘇路16号)
- 青島大学医学部附属医院 (東院) 0532-8291-3225
(青島市嶗山区海爾路59号)
- 青島市婦女兒童医療保健中心 0532-6866-1155
(青島市市北区同福路6号)
- 山東省眼科研究所青島眼科医院 0532-8587-6380
(青島市市南区燕児島路5号)
- 青島市口腔医院(口腔科) 0532-8279-2425
(青島市市南区德県路17号)
- 青島龍田金秋産婦人科医院(産婦人科) 0532-8578-9238
(青島市市南区太湖路21号)
- 韓美歯科 0532-8575-8275
(青島市市南区漳州路142号2階)
- 華傑歯科 0532-8576-0116
(青島市市南区澳門路117号海信広場5F)
- 戴衛歯科 0532-8572-1822
(青島市市南区東海西路33号濱海花園F3-1A)
- 卓凡歯科 0532-8579-6262
(青島市市南区東海西路36号)

(8) 医療アシスタンス会社

急病など際、日本語によるアシスタントサービス (有料)

- 上海ウェルビー青島事務所 0532-8588-3353
(青島市市南区香港中路73号 旺角大厦20層D室)
- 青島トラストアシスタントサービス 0532-8588-3999
(青島市市南区香港中路110号麗晶大酒店2408号)

- 湛山国際医療センター 0532-8580-0740
183-6393-0485

(青島市市南区東海一路湛山花園ホテル構内C座102室)

- 上海聖傑医療服務有限公司 021-6309-5865
フリーダイヤル(固定電話のみ) 800-820-2119
フリーダイヤル(携帯電話、公衆電話から) 400-820-2119
(上海市海寧路269号森林湾大廈B座1005室)

(9) セキュリティ会社

- 青島西科姆電子安全有限公司 (SECOM)
(青島市市南区山東路27号港澳大廈2階A区) 0532-8501-8595
139-5322-4686
139-6985-3335

- (10) 青島空港 0532-96567
0532-8471-5777

(11) 交通機関

- 全日空(ANA)青島支店 0532-8578-5800
- 中国東方航空青島支店 0532-8573-5555
- 山東航空青島支店 0532-8197-5078

(12) 外務省

- 外務省 03-3580-3311 (代表)
- 外務省海外邦人安全課 03-5501-8160 (直通)
- 外務省海外安全相談センター 03-5501-8162 (直通)

【医療機関リスト】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000128.html

【翻訳・通訳会社リスト(青島)】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125.html

【日本語ができる弁護士リスト(青島)】

http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000129.html